

消費者コーナー

まだまだ減らない
『架空請求』にご注意を

利用した覚えのない商品やサービスの利用料を携帯電話のメールや、ハガキなどで突然請求してくる『架空請求』。詐欺業者の手口も次々と変化しており、一向に減らない架空請求ですが、特に昨年度、消費生活センターへ相談や情報提供が急増した事例を紹介しましょう。

事例①

実在する大手ネット関連事業者の名前をかたり、『有料動画サイトの料金が未納になっており、今日中に連絡がないと法的手続きに移行する』というショートメールが届いた。

事例②

普通郵便で『法務省管轄支局』と名乗る所から『消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ』と題したハガキが届いた。期日までに記載の電話番号へ連絡しないと動産・不動産を差し押さえると書いてある。

アドバイス

架空請求は「本日まで連絡しないと法的手続きに移る」など、短い時間での判断をせまり、焦らせ、また「法

的手続き」や「差し押さえ」などと不安をあおる脅し文句を使用し、冷静に考えることができないように仕向けていきます。もし、連絡してしまうと金銭だけでなく、個人情報なども盗み取られる可能性があります。架空請求への一番の対処方法はとにかく「無視すること」です。簡単ですので、慌てず、絶対に自分から連絡しないようにしましょう。

消費生活センターでは架空請求以外にも契約に関するトラブルや、悪質商法に関する事など、さまざまな消費者トラブルに対して専門の相談員が相談を受け付け、一緒に問題解決のお手伝いをしています。もし消費者トラブルに巻き込まれてお困りの場合は、お気軽にご相談ください。

消費生活センター

毎週月～金曜日（年末年始、祝日を除く）

午前9時30分～午後4時

（正午～午後1時は昼休み）

※予約申し込み不要・無料

※電話での相談も受け付けています

（☎内線348まで）
場所 市役所2階消費生活相談室

多重債務問題に関する

無料法律相談窓口

毎月第3木曜日

（祝日の場合翌週第4木曜日）

午後1時～4時（一人30分程度）

※予約申し込みが必要です。

（問い合わせ：相談予約申し込み）

産業振興課 商工・農政係

（☎内線440）

地球にやさしいエコライフ 157

新たなスタート！もっとエコな生活

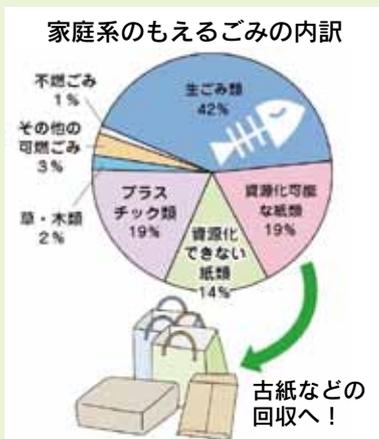
問い合わせ 環境課 ごみ減量推進係（☎内線361）

春は引っ越しや進学などで不要になるものが増える季節です。まだ使えるものはほかの人に譲る、リサイクルショップなどを活用するといったリユースを心がけたり、資源にできるものは地域の資源回収などに回したりしましょう。また、ごみはルールを守って正しく出しましょう。

ごみじゃない!? 出す前に確認しよう

新聞紙や封筒、紙袋、紙箱などをもえるごみとして出していないですか？ これらは、雑がみと呼ばれる資源化可能な紙類です。これらは、ごみとして出さずに地域の資源回収などを活用しましょう。

段ボールや古布、古本などもリサイクルすることができます。ごみとして出さずにこちらも地域の資源回収を活用しましょう。太宰府市環境美化センターでも無料で回収を行っています。



（平成22年度太宰府市ごみの組成調査から）

回収ボックスを利用してもっとエコに

市では、紙製容器包装、プラスチック製容器包装、紙パックのリサイクルに取り組んでいます。下記のマークがついているものは回収ボックスを利用しリサイクル・ごみの減量に取り組みましょう。



※マークがついたものでも汚れているものは回収ボックスに入れないでください。

※回収ボックスはスーパーや市役所に設置しています。

